

甲府市農業委員会 4 月定例総会議事録

1. 日 時 令和 6 年 4 月 26 日（金） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 00 分

2. 会 場 甲府市中道公民館

3. 出席委員（18 名）

会長：柿嶋 敦 会長職務代理者：山村 忠弘、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 森澤 良直 2 番 落合 洋子 3 番 土屋 三千雄 4 番 宮川 俊一
5 番 興水 辰次 6 番 芦沢 喜嗣 7 番 小松 芳彦 8 番 越石 和昭
9 番 亀井 智 10 番 關野 登 11 番 佐々木 茂隆 12 番 西名 武洋
13 番 渡邊 元二 14 番 野澤 洋子 15 番 長田 正実

【農地利用最適化推進委員】

2 番 二宮 茂徳 3 番 若尾 忠昭 4 番 石橋 晴夫 5 番 中澤 千尋
6 番 萩原 滋 7 番 杉原 正芳 8 番 小林 正人 9 番 鷹野 一郎
10 番 大森 由彦 11 番 佐野 満 12 番 萩原 哲也 13 番 向山 茂美
14 番 後藤 良仁 15 番 米山 英樹 16 番 飯寄 忠芳 17 番 長田 通夫
18 番 志田 健

4. 欠席委員

【農業委員】（1 名）

16 番 菊島 建

【農地利用最適化推進委員】

1 番 山本 俊一

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 山本 伸二

農地係 係 長 長澤 和利

係 長 中村 勝

主 任 内藤 ひとみ

振興係 係 長 窪田 光洋

6. 議 案

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

- | | |
|---------|--|
| 議案第 4 号 | 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更について |
| 議案第 5 号 | 令和 6 年 5 月告示分農用地利用集積計画の承認について |
| 議案第 6 号 | 令和 6 年 5 月告示分農用中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について |
| 議案第 7 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について |

報告案件

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 報告第 1 号 | 山梨県農業会議への諮問結果について |
| 報告第 2 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 報告第 3 号 | 農地法第 4 条の規定による届出について（市街化区域届出） |
| 報告第 4 号 | 農地法第 5 条の規定による届出について（市街化区域届出） |
| 報告第 5 号 | 農地法 4 条第 1 項の規定による届出について（許可不要） |

午後 2 時 00 分 開会

○事務局（長澤係長）

それでは、総会の開会にあたり、議事進行がスムーズに進行しますよう、皆さまのご協力をお願いいたします。

また、総会において、発言する場合は、個人情報に十分注意し、発言いただきますようお願いいたします。なお、本日の議案書と関連の地図につきましては、会議終了後、回収させていただきますので、総会終了後は机の上に置いたままにさせていただきますようお願いいたします。

なお、別冊及びその他の資料につきましては、お持ち帰りいただいて結構です。

本日の総会ではありますが、委員定数 19 名中、18 名が出席しておりますので、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により、この会議が成立していることを、ご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則第 5 条の 2 の規定により、会長が議長を務め、議事を整理することとなっております。柿嶋会長よろしくお願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

只今から、甲府市農業委員会 4 月定例総会を「農業委員会等に関する法律」並びに「甲府市農業委員会総会会議規則」の規定により、進行して参ります。

最初に、4 月定例総会の議事録署名委員につきましては、議席の順番に、今回は、1 番の森澤 良直委員、2 番の落合 洋子委員のお 2 人をお願いいたします。

なお、先ほど事務局との打ち合わせの際に、すべての案件において「事前の質問はない」との報告を受けております。

○議長（柿嶋会長）

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を審議いたしますが、議案第3号「農地法5条の一部案件」と関連がありますので、併せて事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

農地法第3条につきましては、農地を耕作する目的で農地のまま売買や貸借などにより、権利を移転するものであります。

今月は、賃貸借によるものが1件、あと地上権の設定が1件ございます。

議案書1ページの1番、地図は1ページの3条NO. 1をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、議案書及び、地図にも記載のとおり、2箇所になります。

借り人は、甲府市外ではありますが、〇〇の生産や販売、〇〇の製造、販売、また〇〇の経営も行っている法人であります。

この法人の代表者が、貸し人と、〇にあり、貸し人が耕作できなくなったことから、借り人である〇〇が、申請地を賃借し、〇〇したいとのことであります。

耕作物につきましては、地図の上の方、議案書の1行目から3行目までの農地は、〇〇がすでにありますので、継続して〇〇を栽培し、地図の下の方、議案書の4行目以降の農地につきましては、既存の〇〇を利用して、〇〇を栽培するとのことであります。

続きまして、3条と5条の関連案件の説明をさせていただきたいと思っております。

そして、委員の皆様には、この3条と5条の案件を一緒にご審議していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議案書ですが、2ページの2番と、5ページの5条の4番を併せて、見ていただきたいと思います。

地図は2ページの3条NO. 2、5条NO. 4をご覧ください。

この3条と5条の案件は、営農型の太陽光発電施設を設置する案件であります。これまでと少し違うところが、太陽光の下で営農する土地所有者と、太陽光を設置します、設置者が異なるというところであります。

これにつきましては、農地法3条で、土地所有者と太陽光の設置者とで、「地上権」を設定します。土地所有者が「地上権設定者」、太陽光の設置者が「地上権者」となり、「地上権」を設定します。そして、同時に農地法5条で、土地所有者が「貸し人」、太陽光の設置者が「借り人」として、太陽光の柱部分を一時転用するということとなります。

まず、議案書2ページの3条の2番ののですが、申請地の所在、地目、面積、土地所有者であります地上権設定者、太陽光の設置者であります地上権者は記載のとおりでございます。面積は太陽光を設置するその農地全体で、記載の〇〇㎡であります。

そして、議案書5ページの5条の4番になりますが、申請地の所在、地目は3条と同じで、面積は、一時転用面積で、太陽光の柱部分〇〇箇所の部分になり、記載の〇〇

m²であります。そして、土地所有者である貸し人、太陽光の設置者である借り人につきましても、記載のとおりであります。また、一時転用期間は〇年間となります。

申請地の東面は〇〇、西面、南面、北面は〇〇となっており、農地区分は第2種農地と判断いたしました。

土地所有者の、3条の地上権設定者及び、5条の貸し人につきましては、〇〇地域で広く耕作しており、この農地を〇〇年（〇年前）に、本農業委員会の許可を得て、〇〇により取得しました。今まで〇年間は耕作していませんでしたが、これから、〇〇を栽培するとのことあります。

また、太陽光の設置者の3条の地上権者及び5条の借り人につきましては、〇〇であり、〇〇の生産、販売のほか、温室、〇〇の製造、販売、〇〇、販売などを行っている法人であり、この法人の〇〇が、土地所有者の方であります。

転用許可後は、地面で〇〇を栽培し、地面から約3mの上空に、太陽光パネル〇〇枚、面積約〇〇m²の太陽光発電施設を設置する計画であります。

なお、3条と5条とも、申請日、許可日は同日、また一時転用期間につきましても同じ3年間で、期間も同日となります。

以上になりますが、3条の1番と2番、そして5条の4番につきまして、ご一緒のご審議をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

「議案第1号」及び関連する「第5条の4番」の案件につきましては、事前にご意見等はいただいておりますが特別、何かありましたらお願いいたします。

○（西名委員）

一時転用期間が3年とのことですが、これで営農型の太陽光発電の事業が成立するのでしょうか、3年経てば辞めるということでしょうか。

○事務局（中村係長）

3年ごとに継続（更新）するということになります。

○（西名委員）

分かりました。

○議長（柿嶋会長）

他に何かご意見等はございますか。

《 意見なし 》

それでは、他にご意見等も無いようですので、採決をいたします
議案第1号「農地法第3条」並びに関連する、議案第3号「農地法5条の4番」による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

ありがとうございました。
全員の方の賛成をいただきましたので、「議案第1号」並びに「議案第3号」第5条の4番の申請については、決定し、許可書の交付をして参ります。
続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

農地法4条につきましては、農地の所有者ご自身が、農地を農地以外に転用するものでございます。今月は1件ございます。

議案書3ページの1番、地図は3ページの4条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は〇〇、西面は〇〇、南面は〇〇及び〇〇、北面は〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断いたしました。

申請人は、〇〇であり、農産物の生産のほか、〇〇、〇〇への食材納入・売店での委託販売などを行っております。

申請人は、〇年前の〇年〇月に本農業委員会の許可を得て、農地銀行により、議案書記載の農地を〇〇、〇〇及び〇〇を栽培するために取得しました。今回、その取得したうちの〇〇の農地の一部を、〇〇、〇〇に転用するものであります。

転用後は、平屋建て〇〇を〇棟建設する計画であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第2号につきましても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見無し 》

それでは、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成をいただきましたので、議案第2号については、決定し許可書の交付をして参ります。

引き続き、議案第3号「農地法第5条の内、番号4番」を除く、許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

農地法第5条につきましては、農地の所有者以外の方が、農地を取得、または借りて、農地を農地以外に転用するものであります。

議案書4ページの1番、地図は、4ページの5条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は〇〇、西面は〇〇、南面は〇〇、北面は〇〇となっており、農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

譲受け人は、現在の住まいが〇〇であるため、申請地を取得し、自己用住宅を建築したいとのことであります。転用後は、2階建て住宅を1棟と住宅地に入るための道路を設置する予定であります。

続きまして、議案書2番、地図は、5ページの5条NO.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、南面は〇〇、西面は〇〇、北面は甲府市道となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。

借り人は、〇〇を経営しており、甲府市の〇〇であります。借り人は、〇〇として、申請地を賃借し、〇〇に転用したいとのことでありますが、〇〇年〇〇月頃、約〇年前から農地転用の許可の手続きを怠り、〇〇として使用してきたことから、これを是正する必要があるため、今回、始末書添付による申請となります。

続きまして、議案書3番、地図は、6ページの5条NO.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は〇〇、西面、北面は〇〇、南面は〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。

譲受け人は、市内で〇〇や〇〇を経営しておりますが、申請地は、立地条件に適しており、需要が見込まれるため、申請地を取得し、〇〇区画分の建売分譲地に転用したいとのことであります。

転用後は、2階建て住宅を6棟建てる予定であります。なお、雨水及び下水は、申請

地南側の道路に設置してあります、雨水は側溝へ、また、下水は公共下水道管へ接続いたします。以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第3号につきましても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

○（西名委員）

No.3、〇〇の案件ですが、実は譲渡人について〇〇。私も地域の〇〇でありまして、〇〇でも確認しました。従って、この案件をこのまま進めることは問題があると思いますので、保留ということにし、譲受人とも連絡を取り、次回の総会で諮ったらどうかと思います。

○議長（柿嶋会長）

西名委員のご意見は妥当な意見であり、〇〇、〇〇もあると思いますので、〇〇、また新たに〇〇だと思いますが、〇〇を受けながら進めてもらいたいと思います。事務局より補足説明はありますか。

○事務局（中村係長）

申し訳ありません、今、その事実を知ったため、精査したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

この案件につきましては、今回、留保しまして次回に持ち越ししたいと思いますので、皆さんもご承知おきください。

それでは、議案第3号、農地法第5条の内、3番及び4番を除く許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の賛成をいただきました。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

議案書6ページ、地図は7ページの5条計画変更をご覧ください。

本案件は、以前、本農業委員会で、農地転用の許可を得ましたが、その時の計画を変更するというものでございます。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

譲受け人は、市内で〇〇しており、〇年〇月に、本農業委員会において、申請地を〇〇区画の建売分譲にしたいという計画で、農地転用の許可を得ましたが、急激な建築資材の高騰の影響から、〇〇という理由から、今回、全体の転用面積は変わりませんが、区画数を〇区画から〇区画に変更したいとのことであります。転用許可後は、〇階建て住宅を〇棟建築する計画であります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第４号につきましても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見無し 》

それでは、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第４号 農地法第５条の規定による許可後の計画変更について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成をいただきました。議案第４号については、決定し、許可書の交付をして参ります。

次に、報告第１号から第５号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書７ページは、先月の総会案件のうち、農地法第５条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

８ページから１５ページまでは、３月１５日から４月１５日までに受理しました、相続等の３条の届出や、市街化区域における 農地法第４条、及び５条の届出、また許可不要の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知等につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第1号から第5号につきましては、報告事項ですので、ご了承をお願いします。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について」、議案第6号「農地中間管理権に係る農用地利用集積計画について」及び議案第7号「農業中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」は、関連がありますので、一括して審議いたします。それでは「議案第5号」から「議案第7号」について、事務局より一括して説明してください。

○事務局（窪田係長）

事務局の窪田でございます。

今月から農地中間管理事業も農地銀行制度として取り扱われることとなったため、議案第5号から議案第7号まで一括して説明いたします。なお、これから説明する新規設定及び再設定の目標面積に対する設定面積は、農地中間管理事業による案件も含まれております。

また、農業経営基盤強化促進法につきましては、令和5年4月に法改正となったことにより、同法に基づく農用地の所有権移転や利用権設定ができないこととされましたが、令和6年度までは、猶予措置としていることから、この後の説明において、「旧」を付けて「旧農業経営基盤強化促進法」とさせていただきます。

議案第5号は、旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の所有権移転や利用権設定を行うための農用地利用集積計画について、議案第6号は、貸し手から農地中間管理機構へ農地中間管理権を設定するための農用地利用集積計画について、議案第7号は、農地中間管理機構に集積された農用地を耕作者に転貸するための農用地利用集積等促進計画について、となっております。

旧農業経営基盤強化促進法を利用する案件は、所有権移転1件、新規設定6件、再設定8件、計15件の申し出がありました。

農地中間管理事業を利用する案件は、新規設定1件の申し出がありました。

議案書16ページの表は、所有権移転です。甲運地区からの申出がありまして、面積は〇〇㎡です。

議案書18ページの表は、新規設定です。里垣・甲運・玉諸・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は12,729㎡です。このうち農地中間管理事業による設定面積は1,653㎡です。

中段の表、令和6年度の目標面積118,600㎡に対し、設定面積は32,944㎡、達成率は28%です。

続いて19ページの表は、再設定です。玉諸・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は9,110㎡です。

中段の表、令和6年度の目標面積389,400㎡に対し、設定面積は22,208㎡、達成率は

6%です。

20 ページ 1 番から 21 ページ 6 番は新規設定です。22 ページ 7 番から 8 番は再設定です。22 ページ 9 番から 24 ページ 14 番は再設定の更新です。25 ページ 1 番は農地中間管理事業による貸し手から農地中間管理機構への新規設定です。

26 ページ 1 番は、農地中間管理機構から耕作者への農用地の転貸です。それでは補足説明が必要となる、所有権移転の案件を読み上げさせていただきます。

17 ページ 1 番をご覧ください。

譲受人は、〇〇在住の〇〇歳で年間に〇〇日間、農業に従事しており、甲府市内で〇〇㎡を耕作しています。〇〇に伴い、現在耕作している農地の一部が事業用地となり耕作ができなくなるため、農地の確保が必要となり、所有権移転をすることになりました。利用目的は、〇〇の栽培です。

譲受人は、認定農業者の認定を受けており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。これらを踏まえ、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

20 ページ 1 番以降につきましては、議案書記載のとおりです。耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。以上でございます。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。

それでは、議案第 5 号の所有権移転 1 番の案件について、甲運地区、小松委員から補足説明をお願いします。

○（小松委員）

甲運地区の小松です。よろしくお願いします。17 ページの 1 番の案件であります、本人と 2 回会って再度確認してきましたので報告をさせていただきます。この〇〇は、〇年前に新規就農しており、着々と規模拡大をして参りました。今回、購入する〇であります、新規就農した時に最初に、借入れた〇でありまして、本人の〇〇が以前〇〇していた〇ですが、今回経営が軌道に乗ってきたということで購入したものであります。当人が就農した時に、規模が拡大してきた際に、この土地を〇〇いいな、とずっと夢を持ち続けて、現在に至っており、経営が軌道に乗った第 1 個目の土地として、手に入れたものであります。以上です。

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりました。こちら事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第5号から議案第7号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の賛成をいただきましたので、決定して参ります。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、その他として何かありましたらお願いします。

《 意見無し 》

皆様のご協力の中、短時間で終わることができました。

それでは、以上をもちまして、4月定例総会を終了いたします。

お疲れ様でした。

○事務局（長澤係長）

柿嶋会長、議事進行、大変お疲れ様でございました。

また、委員の皆様におかれましては、短時間でのご審議、誠にありがとうございました。以上で散会といたします。お疲れ様でした。

午後3時00分閉会